

令和元年 11 月 1 日
こども未来局こども家庭課

市政記者各位

福岡市DV防止講演会を開催します

DV（配偶者や交際相手からの暴力）は一部の人だけに起こるものではなく、平成 29 年度の内閣府の調査によると、女性の 31.3%は配偶者からの暴力の被害経験があると答えています。また、全国で相次ぐ児童虐待の背景の一つとしても、DV問題が注目されています。

福岡市では、**11 月 12 日～25 日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間**にあたり、市民の皆様がDVについて考えるきっかけとなるよう、**加害者の心理**や、**DVと児童虐待の関連**に焦点を当て、社会問題であるDVについて理解を深めるための講演会を下記のとおり開催いたします。

つきましては、**紹介記事の掲載**、**当日の取材**をよろしくお願いいたします。

加害者を知ることによってDVへの理解を深める ～被害者と子どもを守るために～

- 1 日 時 令和元年 11 月 12 日（火） 14 時～16 時
- 2 場 所 早良市民センター ホール
福岡市早良区百道 2 丁目 2-1
- 3 講 師 山口のり子 氏（NPO アウェア代表）
- 4 申込み方法 電話、FAX、メールで申込み受付。氏名、電話番号、参加人数を記載してこども家庭課（電話 092-711-4238 / FAX092-733-5534 / メール kodomokatei@city.fukuoka.lg.jp）へ。参加票の発行なし、当日直接会場へ。
- 5 主催等 主催：福岡市

【問合せ】

こども未来局こども家庭課 担当：草場・中村
TEL：092-711-4238（内1759）
FAX：092-733-5534
E-mail：kodomokatei@city.fukuoka.lg.jp

加害者を知ることによってDVへの理解を深める

～被害者と子どもを守るために～

定員
500名
(先着)

全国で相次ぐ痛ましい児童虐待。

その背景に多く存在するとされるDV(配偶者等への暴力)の構造をわたしたちはどのように捉えれば、未来に活かすことができるのでしょうか。家庭の問題ではなく社会の問題として、一緒に考えてみませんか。

11月12日(火) 14時～16時(受付13時半～)
早良市民センター ホール



託児 先着20名
(生後6ヶ月～就学前まで)

参加無料
お申込は裏面へ

【アクセス】早良市民センター
〒814-0006 福岡市早良区百道2丁目2番1号
●市営地下鉄「藤崎駅」下車2番出口
●西鉄バス「藤崎バスターミナル」下車直上階
※駐車場は数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関でお越しください。

講師



NPOアウェア代表
山口のり子氏

女男平等の社会を目指して40年以上、日本及び海外で活動。シンガポールではDVやセクシャル・ハラスメント被害者支援及び裁判支援に関わり、ロサンゼルスではDV加害者プログラムを実施するためのトレーニングを受ける。2002年に「アウェア」を開設し、DV加害者向け教育プログラムを始める。2003年に「デートDV」という言葉を日本で初めて使って本を出版。2006年からデートDV防止プログラム、DV加害者プログラム、被害者支援プログラムの実施者の養成をしている。

【主な役職】DV加害者更生教育プログラム全国ネットワーク PREP-Japan 代表、NPO法人 デートDV防止全国ネットワーク 代表理事

【著書】『愛を言い訳にする人たち—DV加害男性700人の証言』、『デートDV 相手を尊重する関係をつくる』、『愛する、愛される—デートDVをなくす・若者のためのレッスン7』他多数

11月12日(火)から25日(金)までは「女性に対する暴力をなくす運動」期間です！

主催：福岡市こども未来局こども家庭課

申込方法

電話、FAX、Eメール、はがきのいずれかで、下記の内容をお知らせください。

① 氏名・ふりがな ② 住所 ③ 電話番号 ④ 所属・団体名など

- ・FAXでのお申し込みは、下記の参加申込書に記入して送信してください。
- ・Eメールでのお申し込みの場合は、件名を「DV防止講演会申込み」として送信してください。
- ・託児をご希望の方は、10月29日（火）までにこども家庭課（TEL 092-711-4238）へお電話下さい。
先着 20 名で6ヶ月から未就学児までです。
- ・手話通訳が必要な方は11月1日（金）までにこども家庭課（TEL 092-711-4238）へお電話下さい。
- ・参加票は発行しませんので、当日、直接会場にお越しください。

参加申込書

※ご記入いただいた個人情報は、本申込以外には利用しません。

氏名	ふりがな	住所	電話番号	所属・団体名など

申込・問合せ先

〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1 福岡市こども未来局こども家庭課
電話 092-711-4238 FAX 092-733-5534
Eメール kodomokatei@city.fukuoka.lg.jp



Eメールアドレスは
こちらからも
読み込めます。

ドメスティック・バイオレンス（DV）とは

DVとは、暴力を使って配偶者やパートナーを支配しようとする行為です。殴る、けるなどの身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力も含まれます。

交際相手からの暴力は「デートDV」といわれます。また、夫婦間の暴力を子どもに見せることは、子どもの将来に深刻な影響を及ぼす場合もあり、DVは子どもへの虐待ともいえます。

- ◆ **身体的暴力** 殴る、ける、物を投げる、刃物を突きつける、首を絞める、髪を引っ張る、お湯をかける など
- ◆ **精神的暴力** 大声で怒鳴る、ののしる、脅す、無視する、行動を制限する など
- ◆ **性的暴力** 性行為を強要する、無理やりポルノを見せる、避妊に協力しない など
- ◆ **経済的暴力** 生活費を渡さない、借金をさせる など
- ◆ **子どもを利用した暴力**
子どもの目の前で暴力をふるう、子どもにあなたがいたらないと吹き込む など

DVに関する相談窓口 ※いずれも年末年始は除く。

福岡市DV相談専用電話 福岡市配偶者暴力相談支援センター	TEL/FAX:092-711-7030 月・水・木・金曜日 10時～17時 火曜日 10時～20時 ※いずれも祝日を除く
アミカスDV相談ダイヤル	TEL:092-526-6070 水・木曜日 10時～16時
福岡県あすばる女性相談ホットライン	TEL:092-584-1266 9時～17時/金曜日(祝日を除く)のみ18時～20時半も可 ※8月13日～15日を除く
福岡県配偶者からの暴力相談電話	TEL:092-663-8724 月～金曜日 17時～24時 / 土日祝 9時～24時
警察本部警察安全相談コーナー	TEL:#9110 または 092-641-9110
警察本部犯罪被害相談 「心のリリーフ・ライン」 (犯罪の被害にあわれた方々の心のケア)	TEL:092-632-7830 月～金曜日 9時～17時45分 ※祝日を除く